

(様式第2号)

飯田市公認地域クラブ 認定要件確認書

次の認定要件に当てはまることを確認してください。(確認して☑へ記入)

1 要件

(1) 組織に関すること

- ☐ 市内中学生が申請時に5人以上在籍していること。
- ☐ 長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針(令和6年3月長野県教育委員会策定)、長野県地域クラブ活動推進ガイドライン(令和6年3月長野県教育委員会策定)及び飯田市部活動指針(令和3年8月改定)に準拠して活動していること。
 - ・活動日が、原則週1日以上、週5日以内であること。(平日1日以上、休日1日以上の休息日があること。)
 - ・特に移行期間は平日の学校部活動との調整を図り、規定の練習時間等を超えないこと。
- ☐ 原則として飯田市内を活動場所とし、活動場所までの移動が生徒及び保護者の過度な負担とならないこと。
- ☐ 原則として参加を希望する市内中学生の全てを受け入れること。
- ☐ 指導者及び参加者等のクラブ活動中に生じた負傷、事故等を補償する保険に加入していること。(賠償責任保険を含む。)
- ☐ 活動に関わる全ての責任が、クラブに帰属することを認識していること。
- ☐ 営利活動、政治活動又は宗教活動を行わないこと。
- ☐ 複数の役員や指導者が運営に携わり、持続可能な運営を目指していること。
- ☐ 以下の要件を満たす団体の規約又は会則を作成しており、当該規約又は会則の内容が社会通念上適正であると認められること。
 - ・目的又は理念が規定されていること。
 - ・入退会及び会費に関する事項が規定されていること。
 - ・以下に準ずる役員を置くことが規定されていること。
 - ①代表・副代表 ②会計 ③監事(正副代表等と兼ねることはできない)
 - ・組織及び規約の決定又は改正等の方法が規定されていること。
 - ・会計報告又は監査等の会計事務に関する事項が規定されていること。
- ☐ 生徒の活動内容や活動実績について、当該生徒の所属校と必要に応じた情報共有を行うこと。
- ☐ 教育委員会が毎年開催する指導者研修を受講した指導者が役員又は指導者として運営に携わること。
- ☐ クラブの代表者は、教育委員会が招集する公認地域クラブ代表者の会議に出席すること。

(2) 活動方針や指導方針に関すること

- ☐ 生徒の発達段階、健康の状態及び気温等の環境を考慮して指導内容及び練習時間を設定し、水分補給及び休息の時間を適切に取ること。
- ☐ 保護者又は関係機関に対する緊急時の連絡体制の整備を行うなど、生徒の安全確保に万全を期すること。
- ☐ 異年齢との交流を通じて生徒同士又は指導者と生徒との間の人間関係の構築が図られ、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高められるなど、活動方針が人間形成に資するものであること。

裏面へ続く

- ☐ 体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する違法な行為であることを理解し、生徒の人権を尊重した活動を行うこと。
- ☐ 飯田市の定める「指導者の心得6カ条」を理解するとともに、生徒の資質能力の向上を主たる目的として活動すること。

飯田市の指導者の心得6カ条

私たちは、保護者とともに、子どもの最大の理解者であり最高の応援者となるために、以下のことを大切にします。

- 1 お互いを認め合える“人”を育てます。
- 2 プレーヤー自身が“考える”ことを尊重します。
- 3 勝敗よりも、プロセスを重視します。
- 4 怪我やバーンアウト(燃え尽き)から守ります。
- 5 指導のあり方を学び続けます。
- 6 生涯、スポーツを楽しめる大人に育みます。

上記の全ての要件に該当することを確認しました。

年 月 日

団体名 _____

代表者名 _____